

桃源院「眺峰堂」 合祀納骨永代供養管理規約

■ 第1条 (制定の主旨)

この「眺峰堂」は、曹洞宗「桃源院峰の会」の有縁の人々が、納骨を行う場所であることにかんがみ、「眺峰堂」使用者及び参詣者の宗教的情操が尊重され、「眺峰堂」を尊崇護持する懇念が助長される様、特にこの規約を設ける。

■ 第2条 (管理者)

- 第1 「眺峰堂」の管理者は、桃源院代表役員とする。
- 第2 管理者は、「眺峰堂」管理の直接責任として、必要な図面、書類及び記録などを整理し、「眺峰堂」についての業務を行い、管理の適性を期さなければならない。

■ 第3条 (「眺峰堂」使用者)

- 第1 使用者は、予め申込書の提出を行い管理者の許可を得て、会員証の発行を受けなければならない。
- 第2 「眺峰堂」に納骨され合祀供養される者は、「桃源院峰の会」の会員であれば、その宗旨宗派は問わないものとする。

■ 第4条 (「眺峰堂」の使用許可)

「眺峰堂」を使用する者は、使用誓約書の提出を行い管理者の許可を得て、使用許可証の発行を受けなければならない。

■ 第5条 (「眺峰堂」の使用)

- 第1 「眺峰堂」は、所定の手続きを行い管理者の許可を受けた者が使用できる。
- 第2 「眺峰堂」を使用するときは、管理者によって指定された場所まで遺骨を届けるものとする。
- 第3 「眺峰堂」は、堂全体が墓であるため堂内への立ち入りはできないものとする。
- 第4 合祀納骨供養の遺骨は、堂内にある一定の場所に直ちに合祀するものとする。
- 第5 合祀納骨の遺骨その他の附帯物は一切返還しないものとする。
- 第6 納骨後「眺峰堂」においての供養は曹洞宗の司式に従って行うものとする。

■ 第6条 (「眺峰堂」使用許可の取消)

- 第1 管理者は、次の各項の一に該当したときは、「眺峰堂」の使用許可を取り消すことができる。
 - 1、「眺峰堂」使用の権利を他人に譲渡、または転貸した時。
 - 2、「眺峰堂」を本来の目的以外に使用した時。
 - 3、前項以外に、管理者の指示に違反している事があきらかな時。
- 第2 管理者は、前各項の規定により使用許可を取り消した場合は、宗教的な尊厳を損なわないようにして、遺骨その他の附帯物などを一定の場所に改葬することができる。

■ 第7条 (「眺峰堂」永代供養料の返還)

使用者による解約の場合は、または、「眺峰堂」の使用許可を取り消した場合などいかなる場合も永代供養料は一切返還しない。

■ 第8条 (変更)

この規定の改廃変更は、管理者がこれを行うものとする。

■ 附 則

この規定は、平成13年9月1日より施行する。この規定施行以前より、既に「眺峰堂」を使用している者は、この規定に基づいて、使用開始時に遡って使用の許可があったものとする。